

西濃用水第三期地区  
揖西幹線水路新屋敷サイホン実施設計業務

特 別 仕 様 書

東海農政局西濃用水第三期農業水利事業所

| 項 目   | 内 容   | 備 考 |
|---|---|-----|
| <p>第1章 総 則<br/>(適用範囲)<br/>第1-1条</p> <p>(目 的)<br/>第1-2条</p> <p>(場 所)<br/>第1-3条</p> <p>(土地への立入り等)<br/>第1-4条</p> <p>(低入札価格契約における第三者照査)<br/>第1-5条</p> | <p>本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「設計共通仕様書」という。)及び「地質・土質調査業務共通仕様書」(以下「調査共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、西濃用水第三期地区の揖西幹線水路新屋敷サイホンを対象に実施設計を行うものである。</p> <p>本業務において対象とする揖西幹線水路新屋敷サイホンは、岐阜県安八郡神戸町地内であり、別添位置図に示すとおりである。</p> <p>作業実施のための土地の立入り等は、設計共通仕様書第1-16条及び調査共通仕様書によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合の補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p> <p>(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合には、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「設計共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において設計共通仕様書を基本とする第三者の照査(以下「第三者照査」という。)を実施しなければならない。</p> <p>(2) 第三者照査の企業に要求される資格</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。</li> <li>2) 東海農政局において、令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。</li> <li>3) 東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中ではないこと。</li> <li>4) 設計共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。</li> <li>5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 資本関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 親会社と子会社の関係にある。</li> <li>(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。</li> </ul> </li> <li>イ 人的関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねてい</li> </ul> </li> </ul> </li> </ol> |     |

| 項 目  | 内 容  | 備 考 |
|--|--|-----|
| <p>(履行確実性評価の達成状況の確認)<br/>第 1 - 6 条</p> <p>(業務概要)<br/>第 1 - 7 条</p> | <p>る。</p> <p>(3) 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格<br/>第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。<br/>○ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者<br/>○ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者</p> <p>(4) 照査技術者の通知<br/>受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</p> <p>(5) 照査計画<br/>受注者は、第三者の照査方法について、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。<br/>また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。</p> <p>(6) 報告書原稿作成段階時打合せへの立会<br/>特別仕様書第 4-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。</p> <p>(7) 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録<br/>設計共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。</p> <p>(8) 契約不適合責任<br/>引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。</p> <p>本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。<br/>なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。</p> <p>(1) 審査項目 a) ~ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合<br/>(2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合<br/>(3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合<br/>(4) 業務成果品のミス、不備 等</p> <p>本業務の概要は、次のとおりである。</p> |     |

| 項 目  | 内 容   | 備 考               |      |      |     |        |                   |    |             |    |    |  |                       |      |  |     |      |      |     |        |                   |    |             |    |    |  |                       |      |  |  |
|--|---|-------------------|------|------|-----|--------|-------------------|----|-------------|----|----|--|-----------------------|------|--|-----|------|------|-----|--------|-------------------|----|-------------|----|----|--|-----------------------|------|--|--|
| (一般事項)<br>第 1 - 8 条<br><br>(管理技術者)<br>第 1 - 9 条    | (1) 補修工実施設計<br>1) 地質調査<br>2) 実施設計<br><br>業務請負契約書、設計共通仕様書及び調査共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。<br>(1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。<br>(2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。<br><br>管理技術者は、設計共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。   |                   |      |      |     |        |                   |    |             |    |    |  |                       |      |  |     |      |      |     |        |                   |    |             |    |    |  |                       |      |  |  |
| (照査技術者)<br>第 1 - 10 条<br><br>(担当技術者)<br>第 1 - 11 条 | <table border="1" data-bbox="469 844 1331 1064"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業－農業土木、農業－農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木、農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティン<br/>クマネージャー</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> </tbody> </table><br>(1) 照査技術者は、設計共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="469 1243 1331 1462"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業－農業土木、農業－農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木、農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティン<br/>クマネージャー</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> </tbody> </table><br>(2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。<br>また、照査手引書に基づく照査により作成した資料は、設計共通仕様書第 1-7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。<br>(3) 設計共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が提示する業務の節目とは、次のとおりとする。<br>1) 基本条件整理段階<br>2) 細部条件の検討段階<br>3) 成果品とりまとめ段階<br>(4) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。<br><br>担当技術者は、設計共通仕様書第 1-8 条によるものとする。 | 資 格               | 技術部門 | 選択科目 | 技術士 | 総合技術監理 | 農業－農業土木、農業－農業農村工学 | 農業 | 農業土木、農業農村工学 | 博士 | 農学 |  | シビルコンサルティン<br>クマネージャー | 農業土木 |  | 資 格 | 技術部門 | 選択科目 | 技術士 | 総合技術監理 | 農業－農業土木、農業－農業農村工学 | 農業 | 農業土木、農業農村工学 | 博士 | 農学 |  | シビルコンサルティン<br>クマネージャー | 農業土木 |  |  |
| 資 格  | 技術部門  | 選択科目              |      |      |     |        |                   |    |             |    |    |  |                       |      |  |     |      |      |     |        |                   |    |             |    |    |  |                       |      |  |  |
| 技術士  | 総合技術監理  | 農業－農業土木、農業－農業農村工学 |      |      |     |        |                   |    |             |    |    |  |                       |      |  |     |      |      |     |        |                   |    |             |    |    |  |                       |      |  |  |
|  | 農業  | 農業土木、農業農村工学       |      |      |     |        |                   |    |             |    |    |  |                       |      |  |     |      |      |     |        |                   |    |             |    |    |  |                       |      |  |  |
| 博士   | 農学  |                   |      |      |     |        |                   |    |             |    |    |  |                       |      |  |     |      |      |     |        |                   |    |             |    |    |  |                       |      |  |  |
| シビルコンサルティン<br>クマネージャー                              | 農業土木  |                   |      |      |     |        |                   |    |             |    |    |  |                       |      |  |     |      |      |     |        |                   |    |             |    |    |  |                       |      |  |  |
| 資 格  | 技術部門  | 選択科目              |      |      |     |        |                   |    |             |    |    |  |                       |      |  |     |      |      |     |        |                   |    |             |    |    |  |                       |      |  |  |
| 技術士  | 総合技術監理  | 農業－農業土木、農業－農業農村工学 |      |      |     |        |                   |    |             |    |    |  |                       |      |  |     |      |      |     |        |                   |    |             |    |    |  |                       |      |  |  |
|  | 農業  | 農業土木、農業農村工学       |      |      |     |        |                   |    |             |    |    |  |                       |      |  |     |      |      |     |        |                   |    |             |    |    |  |                       |      |  |  |
| 博士   | 農学  |                   |      |      |     |        |                   |    |             |    |    |  |                       |      |  |     |      |      |     |        |                   |    |             |    |    |  |                       |      |  |  |
| シビルコンサルティン<br>クマネージャー                              | 農業土木  |                   |      |      |     |        |                   |    |             |    |    |  |                       |      |  |     |      |      |     |        |                   |    |             |    |    |  |                       |      |  |  |

| 項 目                               | 内 容  | 備 考                     |           |                         |              |                         |              |                  |              |  |
|-----------------------------------|--|-------------------------|-----------|-------------------------|--------------|-------------------------|--------------|------------------|--------------|--|
| (配置技術者の確認)<br>第 1 - 12 条          | <p>設計共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成、設計共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役割及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。<br/>           なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p>   |                         |           |                         |              |                         |              |                  |              |  |
| (保険加入)<br>第 1 - 13 条              | <p>受注者は、設計共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。</p> <p>また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>  |                         |           |                         |              |                         |              |                  |              |  |
| (技術員等の配置)<br>第 1 - 14 条           | <p>本業務は、現場技術業務の実施要領等について（平成 14 年 2 月 6 日付け 13 農振第 2788 号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領に基づく業務において調整等の対象とする業務である。</p> <p>配置する技術員等の氏名等については、別に通知する。</p>  |                         |           |                         |              |                         |              |                  |              |  |
| 第 2 章 作業条件<br>(設計条件)<br>第 2 - 1 条 | <p>設計作業における設計条件は次のとおりである。</p> <p>(1) 設計基本条件</p> <table border="0" data-bbox="518 1344 1165 1422"> <tr> <td>設計流量</td> <td>新屋敷開渠（3号）</td> <td>1.476 m<sup>3</sup>/s</td> </tr> <tr> <td>設計水位</td> <td>取水点 EL</td> <td>40.0m</td> </tr> </table> <p>(2) その他の設計条件</p> <p>重要度区分 B種</p>  | 設計流量                    | 新屋敷開渠（3号） | 1.476 m <sup>3</sup> /s | 設計水位         | 取水点 EL                  | 40.0m        |                  |              |  |
| 設計流量                              | 新屋敷開渠（3号）  | 1.476 m <sup>3</sup> /s |           |                         |              |                         |              |                  |              |  |
| 設計水位                              | 取水点 EL   | 40.0m                   |           |                         |              |                         |              |                  |              |  |
| (参考図書)<br>第 2 - 2 条               | <p>本業務の実施に当たって参考にする図書は、設計共通仕様書第 2-1 条によるほか次の図書とし、これ以外の図書を参考とする場合は監督職員と打ち合わせるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="470 1668 1332 1870"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>発行所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」</td> <td>(公社) 農業農村工学会</td> </tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 設計「パイプライン」</td> <td>(公社) 農業農村工学会</td> </tr> <tr> <td>土地改良事業設計指針「耐震設計」</td> <td>(公社) 農業農村工学会</td> </tr> </tbody> </table> | 名 称                     | 発行所       | 土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」    | (公社) 農業農村工学会 | 土地改良事業計画設計基準 設計「パイプライン」 | (公社) 農業農村工学会 | 土地改良事業設計指針「耐震設計」 | (公社) 農業農村工学会 |  |
| 名 称                               | 発行所  |                         |           |                         |              |                         |              |                  |              |  |
| 土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」              | (公社) 農業農村工学会   |                         |           |                         |              |                         |              |                  |              |  |
| 土地改良事業計画設計基準 設計「パイプライン」           | (公社) 農業農村工学会   |                         |           |                         |              |                         |              |                  |              |  |
| 土地改良事業設計指針「耐震設計」                  | (公社) 農業農村工学会   |                         |           |                         |              |                         |              |                  |              |  |
| (貸与資料)<br>第 2 - 3 条               | <p>本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは監督職員と打ち合わせるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="470 2027 1332 2060"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>貸 与 資 料</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>  | 分類                      | 貸 与 資 料   | 数 量                     |              |                         |              |                  |              |  |
| 分類                                | 貸 与 資 料  | 数 量                     |           |                         |              |                         |              |                  |              |  |
|                                   |  |                         |           |                         |              |                         |              |                  |              |  |

| 項 目   | 内 容 |  |    | 備 考 |
|---|-----|--|----|-----|
| <p>(参考図書及び貸与資料の取扱い)<br/>第2-4条</p> <p>第3章 業務内容<br/>(作業項目及び数量)<br/>第3-1条</p> <p>(作業の留意点)<br/>第3-2条</p>  | 図書類 | 西濃用水地区土地改良施設整理台帳附属図面                           | 1式 |     |
|   | 報告書 | 令和4年度 西濃用水第三期地区<br>掛西幹線水路新屋敷サイホン基本設計業務         | 1式 |     |
|   |     | 令和4年度 西濃用水第三期地区<br>掛西幹線水路神戸暗渠他実施設計業務           | 1式 |     |
|   | その他 | 産第15号 新屋敷18号線道路予備設計業務委託<br>(神戸町による道路整備に係る予備設計) | 1式 |     |
|   |     | その他必要となる業務報告書                                  | 1式 |     |
| <p>第2-2条、第2-3条、設計共通仕様書及び調査共通仕様書に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑問が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 参考図書は、業務作業時点の最新版を用い、業務作業中に改定された場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。</p> <p>(4) 貸与資料は厳重に保管するとともに、本業務により知り得た情報は他には漏らしてはならない。</p>   |     |  |    |     |
| <p>本業務における作業項目、作業内容及び数量は、別紙1「作業項目内訳表」に示すとおりである。</p>   |     |  |    |     |
| <p>業務の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。</p> <p>(2) 特別仕様書第2-2条、第2-3条、設計共通仕様書及び調査共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(3) 作業に必要な地元、関係機関との調整等については、監督職員と十分打合せするものとする。</p> <p>(4) 計算結果等の取りまとめに当たっては、図表等を用いて理解しやすい表現となるよう留意する。</p> <p>(5) 電算機を使用する場合は、計算手法、出力等の様式について事前に監督職員と打ち合わせるものとする。</p> <p>(6) 各種検討等に用いる数値等については、その出典を明示するものとする。</p> <p>(7) 現地調査に当たっては、監督職員、施設管理者等の関係機関との連絡調整を密に行い、出来る限り施設管理者の同行により意見・助言を仰ぎ、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。</p> <p>(8) 設計作業に当たっては以下に留意するものとする。</p> <p>1) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果について</p> |     |  |    |     |

| 項 目 | 内 容   | 備 考 |
|-----|---|-----|
|     | <p>は、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、<a href="https://www.nn-techinfo.jp">https://www.nn-techinfo.jp</a> を参照。</li> <li>・新技術情報システム（NETIS）は <a href="https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS">https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS</a> を参照。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>2) 事前準備について、埋設物、道路状況、電柱・電線位置等について整理を行うこと。</li> <li>3) 対策工法の検討においては、ストックマネジメント手法を用いて、経済性、施工性の観点も含めて複数案から最適な工法を検討するものとする。</li> <li>4) 施工計画の検討においては使用機械、施工手順等を明確にし、図表等を用いてとりまとめること。</li> <li>5) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。<br/>       なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。</li> <li>6) 「工事工種の体系化」は、<br/> <a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/">https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/</a> を参照。</li> <li>7) 概算工事費積算に当たっては、可能な限り公表されている資材・施工単価又は見積徴集によるものとし、客観性の確保に努めること。</li> <li>8) 新屋敷サイホン実施設計の構造計算に当たっては、下記に示す重要度区分により行うものとする。<br/>       ・新屋敷サイホン B種</li> <li>(10) 新屋敷サイホンの整備は既設水路を撤去し、管水路を設置することを想定している。</li> <li>(11) 新屋敷サイホン整備と併せて水路上部を神戸町の道路として整備する計画としていることから、貸与資料を参考に道路整備に係る内容についても実施設計を行うものとする。</li> <li>(12) 地質調査に当たっては、以下に留意するものとする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>1) ボーリング調査の位置は新屋敷サイホン末端の農地を想定しており、調査方法は、調査共通仕様書第 3-3 条に基づくものとする。</li> <li>2) 標準貫入試験は、地表 1.0m 地点より 1.0m 毎に実施するものとする。<br/>           なお、試験方法は、調査共通仕様書第 5-3 条に基づくものとする。</li> <li>3) 採取した試料の土質試験は、特に定めがない限り調査共通仕様書 11-1 条によるものとするが、詳細については、地盤材料試験法及び監督職員の指示による。</li> <li>4) ボーリング成果は、調査共通仕様書第 1-17 条に基づき、地盤情報を別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。<br/>           なお、検定の申込に当たり、地盤情報の公開・利用の可否については、限定公開とする。</li> </ol> </li> </ol> |     |

| 項 目                                 | 内 容  | 備 考 |
|-------------------------------------|--|-----|
| <p>(業務の成果品質確保対策)<br/>第3-3条</p>      | <p>契約後業務着手時及び最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項及び「業務の成果品質確保対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解の上、対応するものとする。</p> <p>(1) 業務確認会議<br/>業務着手時に、管理技術者、担当技術者、事業所長、主任監督員(主催)及び監督員が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。<br/>受発注者間で確認する事項は次のとおりであり、変更する場合がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 設計条件・前提条件</li> <li>2) 業務計画の妥当性</li> <li>3) スケジュール</li> <li>4) 設計変更内容</li> <li>5) その他：資材選定チェック、コスト縮減等</li> </ol> <p>(2) 合同現地踏査<br/>管理技術者、担当技術者、事業所長、主任監督員(主催)及び監督員が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。</p> <p>(3) 照査の確実な実施<br/>業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。<br/>また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。</p> <p>(4) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」(農水省 WEB サイト)による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。<br/>なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。</p> <p>(5) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。</p> |     |
| <p>(業務写真における黒板情報の電子化)<br/>第3-4条</p> | <p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア<br/>受注者は、黒板情報の電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト</p>   |     |

| 項 目   | 内 容   | 備 考 |
|---|---|-----|
| <p>(公開用成果品の作成)<br/>第3-5条</p> <p>第4章 打合せ<br/>(打合せ)<br/>第4-1条</p> | <p>(CRYPTREC 暗号リスト)<br/>(URL <a href="https://www.cryptrec.go.jp/list.html">https://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。</p> <p>(2) 機器等の導入</p> <p>1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。</p> <p>2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い</p> <p>1) 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいものとする。</p> <p>2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。<br/>なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。</p> <p>3) 黒板情報の電子化を行う場合は、従来型の黒板を併用することはできない。<br/>ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器の使用が困難な場合は、この限りではない。</p> <p>4) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>(4) 写真の納品</p> <p>受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。<br/>なお、受注者は納品時に URL (<a href="https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html">https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html</a>) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 費用</p> <p>機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。</p> <p>本業務の成果品について、個人情報等の公開すべきでない情報が含まれる場合には、監督職員との打合せに基づき、マスキング等の措置を行い、公開用成果品として、別途とりまとめること。</p> <p>設計共通仕様書第1-10条及び調査共通仕様書第1-9条による打合せ時期は及び回数については、主として次の段階で行うものとする。<br/>また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手の段階<br/>第2回 中間打合せ(設計条件整理段階)</p> |     |

| 項 目  | 内 容  | 備 考 |
|--|--|-----|
| <p>第5章 成果物<br/>(成果物)<br/>第5-1条</p> <p>(成果物の提出先)<br/>第5-2条</p> <p>第6章 契約変更<br/>(契約変更)<br/>第6-1条</p> <p>第7章 定めなき<br/>事項<br/>(定めなき事項)<br/>第7-1条</p> | <p>第3回 中間打合せ(施工計画検討段階)<br/>第4回 中間打合せ(概算工事費積算段階)<br/>最終回 成果品とりまとめ段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>成果物を設計共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体(CD-R 又はDVD-R) 正副2部<br/>(2) 成果物の出力1部<br/>(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)<br/>(3) 公開用成果品の電子媒体(CD-R 又はDVD-R) 1部</p> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。<br/>東海農政局 西濃用水第三期農業水利事業所<br/>岐阜県大垣市神田町1丁目1番地 弘光舎ビル7階</p> <p>業務請負契約書第17条から第21条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2章に示す「作業条件」に変更が生じた場合<br/>(2) 第3章に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合<br/>(3) 第4章に示す「打合せ回数」に変更が生じた場合<br/>(4) 第5章に示す「成果物」に変更が生じた場合<br/>(5) 履行期間の変更が生じた場合<br/>(6) 関係機関協議等により業務計画等に変更が生じた場合<br/>(7) その他</p> <p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p> |     |

(別紙1)

## 作業項目内訳表

## I. 補修工実施設計

## (1) 地質調査

| 作業項目                     | 作業内容  | 数量    | 備考        |          |          |         |   |
|--------------------------|---|-------|-----------|----------|----------|---------|---|
| 1. 機械ボーリング<br>(土質、オールコア) | 口径はφ66mmとし、平坦地足場(0.3m超)より削孔する。<br>(単位:m)                                      | 10.0m |           |          |          |         |   |
|                          | 調査箇所  |       |           | 土質区分     |          |         |   |
|                          |   |       |           | シルト      | 礫混じり土砂   | 玉石混じり土砂 | 計 |
|                          | 新屋敷サイホン部  | 1.0   | 7.9       | 1.1      | 10.0     |         |   |
| 2. 標準貫入試験                | 標準貫入試験は1.0m毎に実施する。<br>(単位:回)  | 10回   |           |          |          |         |   |
|                          | 調査箇所  |       |           | 土質区分     |          |         |   |
|                          |   |       |           | シルト      | 礫混じり土砂   | 玉石混じり土砂 | 計 |
|                          | 新屋敷サイホン部  | 1     | 8         | 1        | 10       |         |   |
| 3. 現場透水試験                | 現場透水試験は、下表のとおり実施する。   | 1回    |           |          |          |         |   |
|                          | 調査箇所  |       |           | 規格区分     | 補正区分     |         |   |
|                          | 新屋敷サイホン部  |       |           | ケーシング法   | GL-10m以内 |         |   |
| 4. 土質試験                  | 土質試験は、下表を想定しているが、土層の状況に応じて試料数を変更する必要があるため、実施に当たっては、監督職員と協議するものとする。<br>(単位:試料) | 3試料   | 各土質あたり1試料 |          |          |         |   |
|                          | 調査箇所  |       |           | 土粒子の密度試験 | 土の粒度試験   |         |   |
|                          | 新屋敷サイホン部  |       |           | 1        | 1        |         |   |
|                          | (単位:試料)   |       |           |          |          |         |   |
|                          | 調査箇所  |       |           | 土の液性限界試験 | 土の塑性限界試験 |         |   |
| 新屋敷サイホン部                 | 1   | 1     |           |          |          |         |   |
| 5. 解析作業                  | (1) 既存資料の収集・現地調査<br>(2) 資料整理取りまとめ<br>(3) 断面図等の作成<br>(4) 総合解析取りまとめ             | 1式    |           |          |          |         |   |

## (2) 実施設計

| 作業項目         | 作業内容                        | 数量 | 備考 |
|--------------|-----------------------------|----|----|
| 1. 現地調査      | 実施設計に必要な調査を行う。              | 1式 |    |
| 2. 資料の検討     | 実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。 | 1式 |    |
| 3. 設計計画      |                             |    |    |
| 3-1. 基本条件の検討 | 詳細実測資料に基づく水理構造条件を決定する。      | 1式 |    |

| 作業項目                 | 作業内容   | 数量  | 備考 |
|----------------------|--|-----|----|
| 3-2. 型式、規模及び構造の検討    | 工事実施断面の形状の詳細を決定する。   | 1 式 |    |
| 3-3. 吞吐部及びトランジションの検討 | トランジションの設計及び安全施設等の詳細を設計する。   | 1 式 |    |
| 4. 水理検討              | 実施断面の損失水頭の計算、流入洪水量等の検討及び水理縦断図を作成する。  | 1 式 |    |
| 5. 構造検討              |  |     |    |
| 5-1. 構造計算            | 各タイプについて詳細構造計算を行う。   | 1 式 |    |
| 5-2. 構造図作成           | 構造一般図、詳細構造配筋図、鉄筋加工図等を作成する。   | 1 式 |    |
| 6. 耐震設計              | 標準断面における重要度区分に応じた耐震設計（応答変位法を用いたレベル1地震動の検討、地盤変状に対する検討、液状化の対策の検討）及び地震応答対策の検討を行う。 | 1 式 |    |
| 7. 平面縦断図作成           | タイプ別標準断面図及び地質データ記入、OT・CT・サイホンのタイプ区分を記入、STA・EL 決定、パレル割、安全管理施設や一般注意事項を記入する。      | 1 式 |    |
| 8. 附帯構造物             | 設計対象区間末端に設置する計画であるスタンドについての詳細構造計算をして決定する。                                      | 1 式 |    |
| 9. 道路附帯施設構造図作成       | 構造一般図、構造詳細図等を作成する。なお、貸与資料を基にした道路の附帯施設を含めて附帯施設構造図を作成する。                         | 1 式 |    |
| 10. 土工図作成            | 施工法区分（単価区分）毎の土工数量、法面保護工長、用地幅等記入した土工図を作成する。                                     | 1 式 |    |
| 11. 数量計算             | 工区毎、施工法区分毎の土工数量計算、工区分毎、タイプ毎のコンクリート、鉄筋、型枠、附帯工材料、仮設材料等の詳細数量計算をする。                | 1 式 |    |
| 12. 施工計画             | 既設水路の撤去を含めた工程計画、施工の順序、方法や主要仮設の施工計画等の詳細計画図を作成する。                                | 1 式 |    |
| 13. 特別仕様書作成          | 工事実施に必要な特別仕様書を作成する。  | 1 式 |    |
| 14. 概算工事費積算          | 各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。   | 1 式 |    |
| 15. 総合検討             | 上記作業について総合的に検討する。  | 1 式 |    |
| 16. 照査               | 照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。  | 1 式 |    |
| 17. 点検取りまとめ          | 水理構造計算、数量計算、図面の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。  | 1 式 |    |